



ざつがみ 雑紙の資源回収について

《概要》

羽生市は今まで資源回収してきた品目（新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着・びん・かん・ペットボトル）に加え、平成21年4月より「雑紙（ざつがみ）」の資源回収を行っています。というのも、燃やしてもよいごみとして処理されているもののうち、紙類は約40%を占め、この中にはリサイクルできるものが多く含まれていました。それが「雑紙」です。雑紙の資源回収はごみの更なる減量化と、リサイクルを推進していくものです。

《「雑紙（ざつがみ）」とは？》

紙マーク（※）の表示されている物はもちろん、紙マークが表示されていなくても郵送書類・レシート・カレンダー・菓子箱・小麦粉の袋・トイレットペーパーの芯・半紙・紙製手提げ袋などの紙類すべてが対象となります。

例/・はさみや接着剤など文房具の台紙

- ・歯ブラシの台紙
- ・スタッキングの台紙
- ・2. 3個パックのヨーグルトやプリンの台紙
- ・ポケットティッシュに入っている広告の紙
- ・値札

・6本入りのビール等を包んでいる紙

- ・たばこの箱（中の銀紙は燃やしてもよいごみ）
- ・美術館や博物館などの入場券
- ・割り箸の袋
- ・子どもがお絵かきした紙
- ・折り紙

※紙マーク



新聞・雑誌・段ボール・紙パックは「雑紙」ではありません。これらは「雑紙」に混入させず、今までどおり品目ごとに分けて出してください。新聞・雑誌・段ボールは十文字にしばってから資源ごみのステーションへ、紙パックは中をすすぎ、切り開いて乾かしてから市役所・公民館・市民プラザ・女性センターの回収箱へ出して下さい。また、「雑紙」として出せないもの（写真・金紙・銀紙・紙おむつ・汚れた紙等）は燃やしてもよいごみに出してください。

収集・回収のポイント

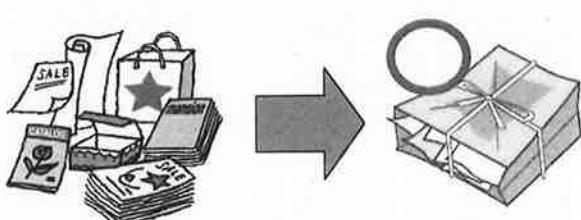
紙袋や紙箱などに入れ、ひもやテープで散乱しないように閉じて、月2回の資源ごみを出す日に資源ごみのステーションへ出してください。その際は、各地区の出し方のルールを守りましょう。

箱等で出す際は回収者に分かるように「雑紙」と記入してください。

金具やビニール等は取り除いてください。取り除いたものは燃やしてはいけないごみにして下さい。

個人情報に関する紙は無理に分別せず、燃やしてもよいごみに出してもかまいません。

※雨の日には出さないでください。（屋根付き集積所は可）濡れた紙等はリサイクルできません。



出すときはひとつにまとめて！！

◎ご家庭で回収する際はごみ箱のとなりに紙袋や紙箱を用意し、“雑紙回収箱”として置いておくと「雑紙」とごみをその都度分別できて便利です。そうすれば、回収箱はそのまま閉じて資源ごみ（雑紙）として出すことができますね。

《問い合わせ》

羽生市東6丁目15番地 羽生市役所環境課
電話 048-561-1121（内線294）